

社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業

若手職員の確保と定着促進を！



まずは、明石市へ **ご相談** ください。

若手職員に対する奨学金返済支援制度を設けている社会福祉法人等は、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会（以下「県社協」）からその負担額の一部について、補助を受けることができます。

明石市では、奨学金返済支援制度を持つ市内の社会福祉法人等を増やすことにより、若手職員の確保と定着を促進するため、**上乘せした奨学金返済支援の補助**を行います。

ぜひ一度、制度の導入を検討してください！

法人内に奨学金返済支援制度を設置することは、福祉業界への就職を目指す学生等への効果的なアピールポイントになります。

なお、市の助成対象となるためには、県社協の「社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業」の補助金を受けていることが要件となりますが、補助を受けるためには、就業規則等を変更して、法人内に奨学金返済支援制度を導入する必要があります。

制度の導入にあたっては、県社協への申請方法も含めて、明石市にご相談ください。

【お問い合わせ先】 明石市福祉局施設人材育成課

電話番号:078-918-5262(直通) FAX 番号:078-918-5294

メール:shisetsujinzai@city.akashi.lg.jp

1 補助内容

補助対象法人	申請を行う年度において、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の社会福祉法人等奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（以下「県社協要綱」）第10条に定める補助金の交付決定を受けた法人で、市内に介護・障害福祉分野の事業を行う事業所を持つ法人（市税を滞納している場合などを除く）
補助対象経費	補助の対象となる経費は、補助対象法人が、次の全てを満たす職員（補助対象職員）に対して支給した奨学金返済支援のための手当等とします。 ①県社協要綱第5条に定める対象職員（正職員で、日本学生支援機構から奨学金を貸与された者で、かつその奨学金を返済中であること。また、採用5年以内かつ30歳未満など。） ②市内の介護・障害福祉分野の事業を行う事業所に勤務している職員 ③県社協要綱第6条に定める補助対象とする期間内にある職員（採用後60か月目となる月まで）
補助額	補助対象職員一人当たりの補助額は、次のうち最も低い額とします。 ①補助対象職員一人当たりの年間返済額に3分の1を乗じて得た額 ②補助対象法人が対象年度の4月1日～2月末日までに補助対象職員に支給を完了した補助対象経費の額から県社協要綱による補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額 ③6万円

※ 先着順で受け付け、予算がなくなり次第終了します。（申請期間は2月29日まで）

2 補助金額シュミレーション

奨学金支援があれば、
若手職員の負担も軽減します！

法人の負担も抑
えられます！

① 職員の 年間返済額	② 法人から職員 への支援額	③ 県社協の補助額 (上限6万円、①× 1/3、②×1/2)	④ 市の補助額 (上限6万円、①× 1/3、(②-③)×1/2)	⑤ 法人の実質負担額 (=②-③-④)
21万円	18万円	6万円	6万円	6万円
21万円	15万円	6万円	4.5万円	4.5万円
21万円	10万円	5万円	2.5万円	2.5万円
15万円	12万円	5万円	3.5万円	3.5万円
15万円	10万円	5万円	2.5万円	2.5万円
15万円	8万円	4万円	2万円	2万円